

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第122回

日本企業の中国における事業再編（2）

- 現地法人間における業務の統合 -

黒田法律事務所

黒田健二、竹田昌史

中国で長年ビジネスを行っている日本企業の中には、複数の現地法人を抱え、各現地法人の間で業務が重複しているケースも多い。これを解決するための手段の一つとして、通常、営業譲渡が挙げられるが、今回は、中国における営業譲渡をめぐる問題について説明する。

1 中国における営業譲渡

Q1 日本企業甲社には、中国国内に独資企業のA社及びB社がありますが、いずれの会社でも製品Cを製造していました。甲社は、製造効率を上げるため、B社における製品Cの製造業務をA社に営業譲渡したいと考えています。この場合、どのような方法を取ればよいでしょうか。

A1 中国の法律には日本のような営業譲渡の制度はないため、製品Cの製造に関連する各種財産を包括的に譲渡することはできません。もっとも、個別の財産を譲渡することにより営業譲渡に代替させることは可能です。

（1）中国における営業譲渡

例えば、企業の中の一部事業だけを切り離して他の企業へ譲渡する場合、日本であれば、会社法上、いわゆる営業譲渡という制度が認められている。営業譲渡とは、通常、一定の営業目的のために組織化され、有機的一体として機能する財産の全部または重要な一部の譲渡を意味し、例えば、優良事業に関する設備、機械、商品、債権債務等の権利義務、信用等を一体として譲渡することができる。

これに対して、中国の現行法上、複数の有形または無形の個別財産を組織化し、一体として包括的に譲渡する営業譲渡といった制度は認められていない。そのため、中国の外商投資企業が自らの事業の全部または一部を別の企業に譲渡する場合、法律上は、当該外商投資企業が有する財産を個別に譲渡すること

になる。

本事例でも、B社にある製品Cの製造設備等をA社に個別に譲渡することにより、A社及びB社における製品Cに関する業務の重複を解消することができる。

(2) 業務統合の手段としての個別財産の譲渡（メリットとデメリット）

中国には日本の営業譲渡のような包括的な財産譲渡の制度がないため、譲渡先企業との間で個別の財産取引を行なわざるをえず、一見非常に煩雑なようにも見える。しかし、実務上は、個別の財産譲渡を通じた手法も、事業再編の手法の一つとして活用されることが多く、以下のようなメリットやデメリットがある。

① 譲渡対象の選別

例えば、持分譲渡の場合、譲受企業は持分の取得を通じて譲渡対象企業の出資者となるため、譲渡対象企業内に不要な資産があっても選別して除外することはできない。従って、譲受企業が十分な事前調査をしないまま持分を譲り受けた場合に、実は譲渡対象企業が巨額の負債を抱えていたといった事情が後々発覚することもある。

これに対して、個別財産の譲渡の場合、譲受企業が譲渡財産を自由に選別することができる。そのため、例えば、ある財産に抵当権等が付されている場合には、将来、抵当権等を実行されるリスクが高いのであれば、譲渡対象財産としないこともでき、また一つの企業の中に優良部門と不採算部門が両方ある場合に、優良部門の中の特定の財産だけを他のグループ会社に譲渡するという選別もできる。

なお、売掛債権等の債権が譲渡される場合には、譲受人は当該債権の債務者に対して債権を譲り受けた旨の通知をしなければならず、反対に買掛債務等の債務が譲渡される場合には、当該債務に関する債権者の同意を得ておかなければならない。

② 審査許可の要否

外商投資企業が他の企業から持分を譲り受けた場合、審査許可部門による審査許可を受けなければならない。

しかし、個別財産の譲渡の場合、審査許可部門による審査許可を受ける必要はなく、基本的には当事者間で個別財産等の譲渡契約を締結すればよい。そのため、審査許可申請に伴う手続上の手間を省くことができ、比較的簡便に企業の資産を譲渡できる。

③ 財産の名義変更の要否

持分譲渡の場合、譲渡対象会社の出資者が交代するにすぎず、当該譲渡対象会社が保有する財産等の所有権等は引き続き譲渡対象会社に帰属する。

これに対して、個別財産の譲渡の場合は、譲渡契約を通じて各財産の所有権が譲渡企業から譲受企業へ移転するため、必要に応じて、個々の財産の名義変更をしなければならない。

④ 優遇措置の享受

持分譲渡の場合、譲渡対象会社の出資者に変更が生じるものの譲渡対象会社の組織形態には何ら変更は生じない。そのため、当該譲渡対象会社が、従来、何らかの優遇措置を受けていた場合には、持分譲渡の後も引き続き同様の優遇措置を享受することになる。

これに対して、個別財産の譲渡の場合、例えば、譲渡対象財産が免税措置を受けて海外から輸入されていた生産設備等であるとすれば、当該設備の原所有者が享受していた免税措置は譲受企業へは承継されないことになり、これまで減免されていた税金を政府に返還しなければならないなど、従来の特典措置の承継が認められないといったデメリットがある。

2 事業再編における解散清算

Q 2 日本企業乙社は、中国国内に独資企業X社及びY社を保有していましたが、X社の売上成績は良い一方、Y社で製造している製品の売上は芳しくありませんでした。そのため、乙社は、中国国内での事業再編の一環として、Y社の製造機械をX社へ譲渡し、また一部の社員をX社へ移籍させたうえで、Y社を解散清算しようと考えています。どのように手続を進めればよいのでしょうか。

A 2 法律に従い、Y社の解散清算手続を進めることとなります。その際には、労働者との労働契約の処理にも注意する必要があります。

(1) 譲渡企業の解散清算

本事例のように、複数ある子会社の中に業績が芳しくない会社がある場合、当該会社の財産のうち他の現地法人でも使えるような機械設備を譲渡したり、優秀な一部の社員を個別に他社へ移籍させた上で、当該会社を解散清算することがある。その場合、主に以下のような流れに従って清算手続を行う。

① 解散決議から清算委員会の設立まで

ア) 解散事由

事業再編の期限前解散に伴う清算の場合、当該企業は自らの意思で解散を決定することになる。例えば、独資企業の場合、その権力機構である株主会または出資者である外国企業自身が解散決議を行なう。(中華人民共和国外資独資企業法実施細則(以下、「独資企業法実施細則」という)第72条第1項第2号、第6号)。

イ) 審査許可機関による許可

外商投資企業が解散清算する場合、解散事由の内容によっては審査許可部門の許可が必要とされている(独資企業法実施細則第72条第2項)。

許可申請にあたっては、審査許可機関に対して、期限前解散申請書、株主会などの権力機構による期限前解散に関する決議書、当該企業の批准証書及び営業許可証を提出しなければならない(「外商投資企業の解散及び清算手続の法に基づく遂行に関する指導意見」(以下、「商務意見」という)第2条第1項)。そして、審査許可機関は、各資料を受領してから10営業日以内に企業の解散に関する批准文書を発行しなければならない(商務意見第2条第3項)。

ウ) 清算委員会の設立

企業は、解散が許可された日から15日以内に清算委員会を設立し、同委員会を通じて清算を開始しなければならない(商務意見第2条第3項)。

② 清算委員会による清算

ア) 債権者への告知、对外公告及び届出

清算委員会は、清算に先立って、債権者に告知をし、新聞等を通じて対外的に公告をしなければならない。例えば、独資企業の場合、期限前解散に伴う清算を行う際には、審査許可機関から許可を受けた日から15日以内に対外的に公告を行うとともに、債権者に通知をしなければならない(独資企業法実施細則第73条)。

また、当該公告を行った日から15日以内に、清算手続、清算ルール及び清算委員会の名簿を審査許可機関へ提出し、その審査許可を経た後で清算を行わなければならない(同条)。

イ) 清算案の作成、清算

清算にあたり、清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産明

細表を作成した後、清算案を定めて株主会等の権力機構に確認を求めなければならない（会社法第187条第1項）。

各権力機構の確認を経た後で、清算委員会は、会社の財産により、清算費用、従業員の賃金、社会保険料、経済補償金及び未納の税金を支払う。そして、会社の債務を完済した後に残った残余財産を、各出資者に対しその出資比率に応じて分配する（会社法第187条第2項）。

なお、未納の税金については、会社の営業期間中の未納税金のみならず清算過程において発生した税金（例えば、資産譲渡に伴う増値税、従業員への経済補償金等の支払に伴う個人所得税の代理納付等）についても納税しなければならない（「外商投資企業の解散、抹消登記管理の関連問題についての通知」（以下、「工商・商務通知」という）第4条）。

ウ) 清算報告書の作成、提出

清算委員会は、債権者への債務の弁済、各出資者への配当等会社の清算を終了した後、清算報告書を作成し、各権力機構の承認を得なければならない（会社法第189条、商務意見第4条）。そして、その承認を得た後、審査許可機関に対して清算報告書を提出し、また同機関から取得した批准証書を返納しなければならない（商務意見第4条）。

清算報告書の提出及び批准証書の返納後、清算委員会は、会社の抹消登記を申請し、また税務、税関、外貨等、設立時に行った各種登記の登記抹消手続を行う（商務意見第4条、工商・商務通知第5条）。

（2）労働者との契約関係

本事例のように、機械設備の譲渡のみならず社員の一部を他社へ移籍させたうえで解散清算する場合、労働者との労働契約の処理にも注意する必要がある。

① 他社に移籍する労働者との関係

他社に移籍する労働者については、一旦元の使用者との労働契約を終了させた後、新しい使用者との間で新たに労働契約を締結させることになる。

その場合、本来であれば、労働契約の終了に伴い、元の使用者は各労働者に対し、その勤務年数に応じた経済補償金を支払うことになる。しかし、事業再編のような労働者本人以外の原因により元の使用者から新しい使用者のもとに配置転換や勤務先の変更を生じる場合には、元の使用者における当該労働者の勤務年数については、新しい使用者における勤務年数と合算して計算する（労働契約法実施条例第10条）。そのため、新しい使用者は、労働契約を解除または終了する際に、移籍前の勤務年数も合算した上で算出された経済補償金を当該労働者に支払うことになる。

ただし、元の使用者が当該使用者における勤務年数に基づく経済補償金を先に支払うことも認められている。その場合には、将来、新しい使用者が労働者との労働契約を解除または終了する際、当該労働者の元の使用者における勤務期間を合算する必要はなく（同条）、新しい使用者は移籍後の勤務年数のみに応じた経済補償金を支払えばよい。

② 他社に移籍しない労働者との関係

新しい使用者の下で勤務しない労働者については、元の使用者の解散清算に伴い、その労働契約を終了する（労働契約法第44条第5号）。その場合、使用者は各労働者の勤務年数に応じた経済補償金を支払う（同法第46条第6号）。